

訴状の作成について

大阪地方裁判所 民事訟廷事件係

地方裁判所に訴えの提起をする場合、民事訟廷事件係（受付）に「訴状」を提出することが必要です。裁判所では、法律相談に応じることは一切できませんから、訴え提起の当否や、「訴状」の記載の仕方、「訴状」に記載すべき内容等が分からないときは、弁護士に依頼することも含め、大阪弁護士会や法テラス大阪に御相談ください。

連絡先：大阪弁護士会 06-6364-1248

法テラス大阪 0503383-5425

御自分で「訴状」を作成する際には、次の注意点をよく読み、裏面の「訴状の記載例」を参考にして（全ての事案に対応しているわけではないので注意）、A4判用紙を使ってください。なお、地方裁判所が取り扱う事件は種類が多く、全ての事件の種類や内容に応じた訴状の書式の用意はありませんので、あらかじめ御了解ください。

【訴状を作成する際の注意点】

(1) 当事者の表示

ア 「原告」と「被告」の住所や氏名等を記載します。

原告や被告が複数あるときは、同じ要領で連記してください。

イ 送達場所（原告のみ記載）

（ア）送達場所とは、裁判所からの郵便物を受け取る場所のことです。

（イ）住所以外の場所で、裁判所からの郵便物を受け取りたいときは、アで記載した住所の下に、「（送達場所）〒000-0000 大阪府枚方市・・・」のように記載します。

（ウ）住所で、裁判所からの郵便物を受け取るのであれば、裏面の「訴状の記載例」のように、アで記載した住所の後に、「（送達場所）」と記載します。

(2) 請求の趣旨

裁判所にどのような内容の判決を求めるかを、端的に記載します（原告が勝訴したときの判決の主文に対応するものです。）。

(3) 請求の原因

請求の趣旨に記載した判決を求める理由（請求の原因となる事実や法律上の根拠等）を記載します。

(4) 証拠方法

契約書等の文書を証拠として提出するときは、裏面の「訴状の記載例」のように、提出する文書（書証）の名称を、書証ごとに記載します。

なお、書証を提出するには、原則として、その文書の標目（題）、作成者、作成日時、立証趣旨等を明らかにした証拠説明書も提出する必要があります。

(5) 附属書類

訴状には、次の書類を添付してください。

ア 訴状副本：被告の人数分

イ 書証の写し：裁判所用として1通、被告用として被告の人数分

ウ 資格証明書（代表者事項証明書等）：原告や被告が法人のとき

エ 戸籍謄本、戸籍の記録事項証明書：原告や被告が未成年のとき

オ 不動産登記事項証明書：不動産に関する事件のとき

カ 固定資産評価証明書：不動産に関する事件のとき

訴状の記載例（貸金請求の場合：（斜字体の部分）は注記です。）

収入印紙

訴 状

（※収入印紙には割印をしない。）

大阪地方裁判所 御中

平成 年 月 日

（※実際に訴状を作成した日付↑）

原告 ⑩

（※氏名の横に押印↑）

（※(1)ア）

〒000-0000 大阪市 区 町 丁目 番 号（送達場所）（※(1)イ）

原 告

TEL 06-0000-0000 FAX 06-0000-0000

〒000-0000 大阪市 区 町 丁目 番 号

被 告

株式会社

代表者代表取締役

3
cm
程
度
の
余
白
を
設
け
て
く
だ
さ
い

貸金請求事件（※事件名を記載する。）

訴訟物の価額 万 円（※請求する金額を記載する。）

ちょう用印紙額 万 円（※訴訟物の価額によって異なる。）

予納郵便切手 5 0 3 5 円（※被告が1名の場合）

請求の趣旨 ((2))

- 1 被告は、原告に対し、金 万 円及びこれに対する平成 年 月 日から支払済みまで年 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因 (※(3))

- 1 原告は、平成 年 月 日、被告に対し、・・・を貸し付けた。
- 2 ……
- 3 ……
- 4 よって、原告は、被告に対し、・・・の支払を求める。

証拠方法 (※(4))

- 1 甲第1号証 金銭消費貸借契約書
- 2 甲第2号証

附属書類 (※(5))

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲第1及び第2号証（写し） 各1 通
- 3 資格証明書 1 通

用紙を複数枚使用するときは、下部に頁数を記載してください。